

# 大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和 5 年 8 月

大分県防災会議

## 目 次

<b>第1部 総 則 .....</b>	<b>- 1 -</b>
<b>第1章 計画の目的 .....</b>	<b>- 2 -</b>
<b>第1節 計画の目的.....</b>	<b>- 3 -</b>
<b>第2節 計画の性格と内容.....</b>	<b>- 3 -</b>
<b>第3節 計画の理念.....</b>	<b>- 3 -</b>
<b>第4節 計画の位置づけ.....</b>	<b>- 5 -</b>
<b>第5節 計画の修正.....</b>	<b>- 6 -</b>
<b>第6節 計画の周知.....</b>	<b>- 6 -</b>
<b>第2章 大分県の地勢.....</b>	<b>- 8 -</b>
<b>第1節 地形及び地質.....</b>	<b>- 9 -</b>
<b>第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....</b>	<b>- 12 -</b>
<b>第3章 大分県における地震・津波の特性.....</b>	<b>- 15 -</b>
<b>第1節 地域ごとの特性.....</b>	<b>- 16 -</b>
<b>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....</b>	<b>- 19 -</b>
<b>第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....</b>	<b>- 21 -</b>
<b>第4章 地震・津波の想定.....</b>	<b>- 26 -</b>
<b>第1節 地震・津波想定.....</b>	<b>- 27 -</b>
<b>第2節 被害想定.....</b>	<b>- 32 -</b>
<b>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....</b>	<b>- 52 -</b>
<b>第2部 災害予防 .....</b>	<b>- 59 -</b>
<b>第1章 災害予防の基本方針等.....</b>	<b>- 60 -</b>
<b>第1節 災害予防の基本的な考え方 .....</b>	<b>- 61 -</b>
<b>第2節 災害予防の体系.....</b>	<b>- 63 -</b>
<b>第2章 災害に強いまちづくり .....</b>	<b>- 64 -</b>
<b>第1節 被害の未然防止事業 .....</b>	<b>- 66 -</b>

第2節 災害危険区域等の対策.....	- 70-
第3節 防災施設の災害予防管理.....	- 70-
第4節 都市・地域の防災環境整備 .....	- 71-
第5節 建築物等の安全性の確保.....	- 73-
第6節 公共施設等の災害予防.....	- 74-
第7節 特殊災害の予防.....	- 80-
第8節 地震防災緊急事業 5箇年計画の推進.....	- 83-
第9節 防災調査研究の推進 .....	- 83-
第10節 社会資本の老朽化対策 .....	- 84-
 第3章 災害に強い人づくり .....	- 85-
第1節 自主防災組織 .....	- 88-
第2節 防災訓練.....	- 91-
第3節 防災教育.....	- 102-
第4節 消防団・ボランティアの育成、強化.....	- 107-
第5節 要配慮者の安全確保 .....	- 109-
第6節 帰宅困難者の安全確保.....	- 114-
第7節 県民運動の展開.....	- 115-
 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 .....	- 116-
第1節 初動体制の強化.....	- 119-
第2節 活動体制の確立.....	- 124-
第3節 津波からの避難に関する事前の対策 .....	- 132-
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実.....	- 135-
第5節 救助物資の備蓄 .....	- 139-
 第5章 その他の災害予防.....	- 140-
第1節 災害対策基金の確保 .....	- 141-
 <b>第3部 災害応急対策 .....</b>	<b>- 142-</b>
 第1章 災害応急対策の基本方針等 .....	- 143-
第1節 災害応急対策の基本方針 .....	- 144-
第2節 県民に期待する行動 .....	- 145-
第3節 災害応急対策の体系 .....	- 147-
 第2章 活動体制の確立 .....	- 148-

第1節 組織	-149-
第2節 動員配備	-172-
第3節 通信連絡手段の確保	-180-
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	-183-
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	-202-
第6節 災害救助法の適用及び運用	-211-
第7節 市町村への支援	-218-
第8節 広域的な応援要請	-221-
第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立	-225-
第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立	-228-
第11節 他機関に対する応援要請	-236-
第12節 技術者、技能者及び労働者の確保	-238-
第13節 ボランティアとの連携	-241-
第14節 帰宅困難者対策	-243-
第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-244-
第16節 交通確保・輸送対策	-246-
第17節 広報活動・災害記録活動	-257-
 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動	-261-
第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等	-262-
第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導	-268-
第3節 津波からの避難	-273-
第4節 救出救助	-277-
第5節 救急医療活動	-281-
第6節 消防活動	-289-
第7節 二次災害の防止活動	-291-
 第4章 被災者の保護・救護のための活動	-294-
第1節 避難所運営活動	-295-
第2節 避難所外被災者の支援	-302-
第3節 食料供給	-304-
第4節 給水	-308-
第5節 被服寝具その他生活必需品給与	-311-
第6節 医療活動	-315-
第7節 保健衛生活動	-317-
第8節 廃棄物処理	-320-

第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-321-
第10節 住宅の供給確保等	-324-
第11節 文教対策	-329-
第12節 社会秩序の維持・物価の安定等	-334-
第13節 義援物資の取扱い	-336-
第14節 被災動物対策	-337-
 第5章 社会基盤の応急対策	-338-
第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	-339-
第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	-340-
 <b>第4部 災害復旧・復興</b>	<b>-341-</b>
第1章 災害復旧・復興の基本方針	-342-
第2章 公共土木施設等の災害復旧	-344-
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-346-
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	-349-
第1節 経済・生活面の支援	-350-
第2節 住まいの確保・再建のための支援	-360-
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	-370-
第5章 激甚災害の指定	-375-
第1節 激甚災害指定の手続	-376-
第2節 特別財政援助	-381-
 <b>第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>-383-</b>
第1章 総則	-384-
第1節 推進計画の目的	-385-
第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	-385-
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	-385-

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	-386-
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	-387-
第2節 津波に関する情報の伝達等	-387-
第3節 津波対策等	-388-
第4節 消防機関等の活動	-388-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-388-
第6節 交通対策	-389-
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-390-
第8節 迅速な救助	-391-
 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	-392-
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	-394-
 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-394-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	-394-
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	-394-
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	-395-
第5節 避難対策等	-395-
第6節 消防機関等の活動	-396-
第7節 警備対策	-396-
第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-396-
第9節 金融	-397-
第10節 交通対策	-397-
第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-398-
第12節 滞留旅客等に対する措置	-399-
 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-399-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	-399-

第3節 災害応急対策をとるべき期間等	-399-
第4節 県のとるべき措置	-400-
第4章 関係者との連携協力の確保	-401-
第1節 資機材、人員等の配備手配	-402-
第2節 他機関に対する応援要請	-402-
第3節 帰宅困難者への対応	-402-
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	-403-
第6章 防災訓練	-405-
第7章 地震防災上必要な教育及び広報	-407-
第8章 津波避難対策緊急事業計画	-409-
第9章 南海トラフ地震防災対策計画	-411-
修正の経過	-413-